

コーチ登録規程

令和5年4月1日

第1条（コーチ登録規程（以下、「規程」という。）の趣旨）

- ① 関東大会、全国大会間際になるとコーチ登録者が増加している。
- ② 所属クラブ以外で指導している選手のベンチ入りのため、未登録の指導者が急遽登録することがある。
- ③ 当該クラブでの指導実績がなく登録している人も少なくない。
- ④ 小学生連盟は加盟クラブと連携協力して、小学生の競技力向上のため活動することを基本としていることから、加盟クラブ内で指導している者が大会等に当たってコーチングすることを基本とする。

第2条（規程の目的）

この規定は群馬県小学生バドミントン連盟（以下、「連盟」という。）に基づくコーチ登録（以下、「登録」という。）に関することについて定める。

第3条（コーチの条件）

- ① コーチは、群馬県小学生バドミントン連盟に加入すること。
- ② この規程にいう「コーチ」は、クラブ代表者又は監督など、名称に関わらず加盟クラブにおいてバドミントンの指導に当たるものを言い、大会等においてコーチングをする者は、この規程に基づき登録しなければならない。
- ③ 公認3級審判資格以上の有資格者であること
- ④ 登録クラブで、1年以上の指導経験者であること。但し、新たに設立して連盟に加盟するクラブのコーチは、この限りでない。
- ⑤ クラブ代表者の推薦があること。

第4条（登録手続き）

- ① 登録は、群馬県小学生バドミントン連盟が定める要件を具備したものを持って各クラブ代表者より申請する。
- ② 前項の登録にあたっては、別に定める登録料を納めるものとする。
- ③ 登録手続きは、連盟の定める「団体登録」及び「監督・コーチ登録用紙」にて申請する。
- ④ 登録は年度当初の選手登録と合わせて行うものとし、年度途中の登録はできないものとする

第5条（有効期間）

- ① 登録の有効期間は、登録を受けた日からその年度末日までとし年度ごとにこれを更新する。
- ② 更新方法については、第3条の定めにより年度初めに申請を行う

第6条（退部）

コーチが、年度初めに当該所属クラブで更新しない場合及び年度途中で所属クラブを脱退する場合は、当該所属クラブの代表者から別に定める退部届けを提出するものとする。

第7条（再登録）

当該所属クラブを脱退したコーチが再度登録する場合は、第3条に定める基準により登録するものとする。

第8条（その他）

- ① この規程の適用について疑義がある場合は、部長以上で構成する常任理事会により協議して決定する。
- ② 登録に関するその他の規定は別に定める施行規則で定める。

施行 2021 年（令和 3 年）4 月 1 日施行

施行 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日改定

コーチ登録規程施行細則

第1条 (ID カード)

- ① コーチ登録した者には、ID カード交付する。
- ② ID カードは大会等においてコーチングする場合には見やすいところに身に付けておくこと
- ③ ID カードは他人に貸与できない。

第2条 (コーチング)

- ① 県内大会での選手への指導が可能となる
- ② 関東大会や全国大会へのコーチ登録について、連盟の推薦を受けることができる。
- ③ 連盟が主催又は主管する県域レベルの大会においては、所属するクラブ以外の選手のコーチングはできないものとする。
- ④ 関東大会以上の公式大会においては、クラブ代表者及び連盟の承認がある場合は、所属クラブ以外の選手のコーチングを可とする。この場合の「承認」は、各大会へのコーチ登録により承認があったものと見なす。

施行 2021 年（令和 3 年）4 月 1 日施行

施行 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日改定